

発行
高知県
高知市丸ノ内
一丁目2番20号
発行日
毎週2回
(火曜日・金曜日)

高知県公報

目次	ページ
告 示	
高知県議会告示	
高知県教育委員会告示	
高知県警察本部告示	
◎技能職員の給与及び旅費に関する就業規則の一部改正（行政管理課）	1
高知県人事委員会規則	
◎職員の給与の支給等に関する規則の一部を改正する規則	4
◎期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則	8

告 示
議 会 告 示
教 育 委 員 会 告 示
警 察 本 部 告 示

高知県告示第742号
高知県議会告示第6号
高知県教育委員会告示第3号
高知県警察本部告示第2号

技能職員の給与及び旅費に関する就業規則（高知
高知
高知
高知
昭和32年10月

県告示第645号
県議会議長告示第1号
県教育委員会告示第30号
県警察本部告示第1号

の一部を次のように改正する。

令和6年12月26日

高知県知事 濱田 省司
高知県議会議長 加藤 漠
高知県教育長 長岡 幹泰
高知県警察本部長 高清水 善弘

別表第1を次のように改める。

別表第1（第2条関係）

技能職給料表					
職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円
	1	164,500	221,100	237,600	271,800
	2	165,500	222,200	238,400	272,800
	3	166,600	223,300	239,000	274,000
	4	167,700	224,400	239,700	275,000
	5	168,800	225,400	240,500	275,700
	6	169,900	226,300	241,400	276,600
	7	171,000	227,200	242,300	277,700
	8	172,100	228,000	243,200	278,600
	9	173,100	228,700	244,200	279,400
	10	174,200	229,500	245,200	280,100
	11	175,400	230,200	246,300	280,800
	12	176,500	230,800	247,400	281,400
	13	177,500	231,300	248,500	282,000
	14	178,500	231,800	249,700	282,800
	15	179,500	232,500	250,900	283,300
	16	180,500	233,200	252,100	283,800
	17	181,600	233,800	253,100	284,300
	18	182,700	234,400	253,800	285,100
	19	183,900	235,000	254,300	285,600
	20	185,100	235,500	254,900	286,100
	21	186,400	236,000	255,500	286,700
	22	187,700	236,500	256,300	287,300
	23	189,100	237,100	256,900	287,900
	24	190,600	237,700	258,000	288,500
	25	192,100	238,200	259,100	289,200
	26	193,700	239,200	260,100	289,800
	27	195,400	240,000	261,000	290,500
	28	197,200	240,900	261,800	291,200
	29	199,000	241,800	262,600	291,900
	30	200,900	242,500	263,300	292,700
	31	202,800	243,200	263,900	293,500
	32	204,700	244,000	264,400	294,200
	33	206,400	244,400	265,000	294,900
	34	207,900	245,000	265,800	295,600

		35	209,200	245,600	266,800	296,300			75	233,600	264,900	294,300	322,000
		36	210,300	246,100	267,800	297,000			76	233,900	265,100	294,900	322,500
		37	211,500	246,600	268,900	297,700			77	234,100	265,400	295,700	322,800
		38	212,800	247,100	269,500	298,300			78	234,300	265,800	296,200	323,200
		39	214,200	247,600	270,200	298,900			79	234,600	266,200	296,700	323,600
		40	215,600	248,100	271,000	299,500			80	234,900	266,500	297,200	324,000
		41	216,700	248,600	271,900	300,100			81	235,200	266,900	297,700	324,500
		42	217,500	249,000	272,600	300,800			82	235,500	267,200	298,200	324,900
		43	218,400	249,400	273,300	301,500			83	235,800	267,400	298,700	325,300
		44	219,200	249,800	273,900	302,200			84	236,100	267,700	299,200	325,700
		45	219,900	250,200	274,400	302,700			85	236,400	268,000	299,700	326,100
		46	220,700	250,600	274,900	303,400			86	236,700	268,300	300,200	326,500
		47	221,400	251,000	275,400	304,100			87	237,000	268,600	300,800	326,900
		48	222,200	251,400	276,000	304,800			88	237,300	268,900	301,400	327,300
		49	223,000	251,800	276,800	305,600			89	237,500	269,100	301,800	327,600
		50	223,600	252,400	277,600	306,400			90	237,700	269,400	302,200	328,000
		51	224,100	253,100	278,400	307,200			91	238,200	269,700	302,600	328,400
		52	224,700	253,600	279,100	308,100			92	238,500	270,000	303,000	328,800
		53	225,400	254,100	279,900	308,800			93	238,700	270,300	303,300	329,100
		54	225,900	254,600	280,600	309,600			94	239,000	270,600	303,700	329,500
		55	226,500	255,100	281,300	310,400			95	239,300	270,900	304,100	329,900
		56	227,100	255,600	282,000	311,100			96	239,600	271,200	304,600	330,300
		57	227,900	256,100	282,700	311,800			97	239,900	271,400	305,000	330,600
		58	228,400	256,700	283,500	312,500			98	240,200	271,700	305,500	331,000
		59	228,900	257,300	284,300	313,300			99	240,500	271,900	306,000	331,400
		60	229,500	257,900	285,100	314,000			100	240,800	272,200	306,500	331,800
		61	230,100	258,500	285,900	314,600			101	241,100	272,500	306,900	332,100
		62	230,400	259,100	286,700	315,200			102	241,400	272,700	307,300	
		63	230,700	259,700	287,400	315,800			103	241,700	273,000	307,700	
		64	231,100	260,200	288,000	316,400			104	242,000	273,300	308,100	
		65	231,500	260,700	288,700	317,000			105	242,300	273,600	308,500	
		66	231,700	261,300	289,300	317,500			106	242,600	273,900	308,900	
		67	231,900	261,900	289,900	318,000			107	242,900	274,200	309,300	
		68	232,100	262,400	290,500	318,600			108	243,200	274,500	309,700	
		69	232,300	263,000	291,100	319,200			109	243,400	274,800	310,100	
		70	232,500	263,400	291,600	319,700			110	243,700	275,100	310,500	
		71	232,700	263,700	292,100	320,200			111	244,000	275,400	310,900	
		72	232,900	264,000	292,600	320,700			112	244,200	275,700	311,300	
		73	233,100	264,300	293,200	321,000			113	244,500	276,000	311,600	
		74	233,300	264,600	293,700	321,500			114	244,800	276,300	312,000	

	115	245,100	276,600	312,400	
	116	245,400	276,900	312,800	
	117	245,700	277,200	313,100	
	118	246,000	277,500	313,500	
	119	246,300	277,800	313,900	
	120	246,600	278,100	314,300	
	121	246,900	278,300	314,600	
	122		278,600	315,000	
	123		278,900	315,400	
	124		279,200	315,800	
	125		279,400	316,000	
	126		279,600	316,400	
	127		279,900	316,800	
	128		280,200	317,200	
	129		280,400	317,400	
	130		280,600	317,800	
	131		280,900	318,200	
	132		281,200	318,600	
	133		281,400	318,800	
	134		281,600		
	135		281,900		
	136		282,200		
	137		282,400		
定年前再任用短時間勤務職員	基 準 給 料 月 額	196,300	207,600	229,800	251,100

別表第4（その2）を次のように改める。

（その2）

調整基本額表

職務の級	調整基本額	
	定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	定年前再任用短時間勤務職員
1 級	6,900円	5,900円
2 級	7,800円	6,200円
3 級	8,700円	6,900円
4 級	8,900円	7,500円

附 則

（施行期日等）

- 1 この就業規則は、令和6年12月26日から施行し、この就業規則による改正後の技能職員の給与及び旅費に関する就業規則（次項において「改正後の就業規則」という。）の規定は、同年4月1日から適用する。
- （内払）
- 2 改正後の就業規則の規定を適用する場合においては、この就業規則による改正前の技能職員の給与及び旅費に関する就業規則の規定に基づいて支払われた給与は、改正後の就業規則の規定による給与の内払とみなす。
- （雑則）
- 3 この就業規則に定めるもののほか、この就業規則の施行に関し必要な事項は、一般職員の例による。
- （技能職員の給与及び旅費に関する就業規則の一部改正の一部改正）
- 4 技能職員の給与及び旅費に関する就業規則の一部改正（平成18年12月高知県告示第842号・高知県議会告示第4号・高知県教育委員会告示第18号・高知県警察本部告示第4号）の一部を次のように改正する。

附則第4項中「平成29年12月、平成30年12月及び令和5年12月改定差額（令和5年4月1日）」を「平成29年12月以後改定差額（令和6年4月1日）」に、「（令和5年12月高知県告示第828号・高知県議会告示第4号・高知県教育委員会告示第5号・高知県警察本部告示第3号）」を「（令和6年12月高知県告示第742号・高知県議会告示第6号・高知県教育委員会告示第3号・高知県警察本部告示第2号）」に改め、附則第5項中「平成29年12月、平成30年12月及び令和5年12月改定差額」を「平成29年12月以後改定差額」に改める。

人 事 委 員 会 規 則

職員の給与の支給等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年12月26日

高知県人事委員会委員長 門田 純一

高知県人事委員会規則第12号

職員の給与の支給等に関する規則の一部を改正する規則

第1条 職員の給与の支給等に関する規則（昭和31年高知県人事委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項第2号中「第5条第3項第4号の表の区分が2種である」を「職の等級（職員の任用に関する規則（昭和32年高知県人事委員会規則第19号）第2条に規定する職の等級をいう。）1等級の」に改める。

第5条第1項の表警察の項3種の欄中

「高速道路交通警察隊長」
を
「高速道路交通警察隊長
危機管理官」
に改める。

第11条第3項中「第7条の規定に基づく」を「次に掲げるものを除き、」に改め、「（別表第1の6の表の2の作業及び同表の21の表の2の（2）の業務に係るものを除く。）」を削り、同項に次の各号を加える。

- （1） 感染症防疫の作業に従事する職員の特殊勤務手当（別表第1の6の表の2の作業に係るものに限る。）
 - （2） 家畜の検査等の保健衛生の業務に従事する職員の特殊勤務手当（職員の条例第13条第2項の表備考6の規定により加算する人事委員会規則で定める額に限る。）
 - （3） 異常な自然現象により重大な災害が発生し、若しくは発生するおそれがある現場又は当該現場における重大な災害の発生した箇所若しくは発生するおそれの著しい箇所で行う作業に従事する職員の特殊勤務手当（別表第1の21の表の2の（2）の業務に係るものに限る。）
- 別表第5及び別表第6を次のように改める。

別表第5（第9条関係）
調整基本額表（定年前再任用短時間勤務職員以外の職員）
1 行政職給料表

職務の級	調整基本額
1 級	7,300円
2 級	8,700円
3 級	9,800円
4 級	10,400円
5 級	10,800円
6 級	11,400円
7 級	12,300円
8 級	12,900円
9 級	14,500円

2 研究職給料表

職務の級	調整基本額
1 級	8,600円
2 級	9,700円
3 級	11,200円
4 級	11,900円
5 級	14,700円

3 医療職給料表（1）

職務の級	調整基本額
1 級	11,800円
2 級	13,600円

3 級	14,800円
4 級	15,800円

4 医療職給料表（2）

職務の級	調整基本額
1 級	7,200円
2 級	8,400円
3 級	9,400円
4 級	9,900円
5 級	10,700円
6 級	11,400円
7 級	12,400円

5 医療職給料表（3）

職務の級	調整基本額
1 級	8,500円
2 級	9,600円
3 級	9,900円
4 級	10,200円
5 級	10,600円
6 級	11,800円

6 小学校・中学校等教育職給料表

職務の級	調整基本額
1 級	8,900円

2 級	11,200円
特2 級	11,400円
3 級	12,000円
4 級	12,900円

7 高等学校等教育職給料表

職務の級	調整基本額
1 級	9,300円
2 級	11,300円
特2 級	11,700円
3 級	12,400円
4 級	13,300円

8 警察官給料表

職務の級	調整基本額
1 級	8,700円
2 級	9,200円
3 級	9,800円
4 級	10,800円
5 級	11,500円
6 級	11,800円
7 級	12,200円
8 級	12,600円
9 級	13,300円

別表第6（第9条関係）
調整基本額表（定年前再任用短時間勤務職員）

1 行政職給料表

職務の級	調整基本額
1 級	5,700円
2 級	6,500円
3 級	7,900円
4 級	8,500円
5 級	9,000円
6 級	9,800円
7 級	11,000円
8 級	12,100円
9 級	13,700円

2 研究職給料表

職務の級	調整基本額
1 級	6,600円
2 級	8,000円
3 級	8,800円
4 級	10,100円
5 級	11,900円

3 医療職給料表（1）

職務の級	調整基本額
1 級	9,000円
2 級	10,300円

3 級	11,900円
4 級	14,100円

4 医療職給料表（2）

職務の級	調整基本額
1 級	5,700円
2 級	6,500円
3 級	7,500円
4 級	7,900円
5 級	8,700円
6 級	10,000円
7 級	11,300円

5 医療職給料表（3）

職務の級	調整基本額
1 級	7,100円
2 級	7,900円
3 級	8,100円
4 級	8,400円
5 級	8,900円
6 級	10,100円

6 小学校・中学校等教育職給料表

職務の級	調整基本額
1 級	6,900円

2 級	8,400円
特 2 級	9,200円
3 級	10,300円
4 級	12,500円

7 高等学校等教育職給料表

職務の級	調整基本額
1 級	7,200円
2 級	8,500円
特 2 級	9,400円
3 級	10,500円
4 級	12,800円

8 警察官給料表

職務の級	調整基本額
1 級	7,300円
2 級	7,700円
3 級	7,800円
4 級	8,900円
5 級	9,400円
6 級	9,900円
7 級	10,600円
8 級	11,700円
9 級	12,700円

第2条 職員の給与の支給等に関する規則の一部を次のように改正する。

第11条第3項第2号を次のように改める。

（2）牛の死体の検査の業務に従事する職員の特殊勤務手当別表第1の17を次のように改める。

17 牛の死体の検査の業務に従事する職員の特殊勤務手当（死亡牛検査手当）

支給の対象	金額
家畜保健衛生所に勤務する職員が、牛海綿状脳症対策特別措置法（平成14年法律第70号）第6条第2項の規定による死亡牛の検査のため、牛の死体から延髄を採取する作業に従事したとき。	1日当たり 1,000円

附 則

（施行期日等）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
- （1） 第1条中第11条第3項の改正規定 令和7年1月1日
- （2） 第2条の規定 令和9年1月1日
- 2 第1条の規定による改正後の職員の給与の支給等に関する規則第5条第1項、別表第5及び別表第6の規定は、令和6年4月1日から適用する。



期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年12月26日

高知県人事委員会委員長 門田 純一

高知県人事委員会規則第13号

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

期末手当及び勤勉手当に関する規則（昭和38年高知県人事委員会規則第31号）の一部を次のように改正する。

第13条第1項第1号中「100分の110.5以上100分の185以下」を「100分の120.5以上100分の205以下」に、「100分の134.5以上100分の225以下」を「100分の144.5以上100分の245以下」に改め、同項第2号中「100分の100以上100分の110.5未満」を「100分の110以上100分の120.5未満」に、「100分の121以上100分の134.5未満」を「100分の131以上100分の144.5未満」に改め、同項第3号中「100分の89.5」を「100分の99.5」に、「100分の109.5」を「100分の119.5」に改め、同項第4号中「100分の82」を「100分の92」に、「100分の101」を「100分の111」に改める。

第13条の2第1項第1号中「6月に支給する場合においては100分の48.2以上（特定幹部職員にあっては、100分の58.2以上）、12月に支給する場合においては100分の48.3」を「100分の53.3」に、「100分の58.3」を「100分の63.3」に改め、同項第2号中「6月に支給する場合においては100分の44.7（特定幹部職員にあっては、100分の54.7）、12月に支給する場合においては100分の44.8」を「100分の49.8」に、「100分の54.8」を「100分の59.8」に改め、同項第3号中「6月に支給する場合においては100分の42.7以下（特定幹部職員にあっては、100分の52.7以下）、12月に支給する場合においては100分の42.8」を「100分の47.8」に、「100分の52.8」を「100分の57.8」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の期末手当及び勤勉手当に関する規則の規定は、令和6年12月1日から適用する。